

福島市地域見守りネットワーク連携フロー図

事業者、配達員等



○対象者の事故または異変として、下記のような様子が見られた場合はご連絡ください。

また、下記に限らず、家庭内暴力、児童虐待等、様子がおかしいと感じたときは、ご連絡ください。

- ・定期的に物品購入に来るのに、しばらく購入にこない。
- ・訪問時はいつも玄関に出てくるのに玄関に施錠もなく、呼び出しても応答がない。
- ・郵便受けに新聞や郵便物がたまっている。
- ・いつも電気がついていたり、日没後でもカーテンが閉められておらず、人の気配もない。
- ・頻りに罵声や物を投げる音が聞こえたり、虐待、暴行を受けているおそれがあると思われたとき。
- ・対象者に不自然な傷や痣（あざ）がある。
- ・服装が不自然なまま外出していたり、汚れた服を着ている。
- ・見慣れない人が家に入りやすくなった。
- ・その他、異変等が発生していると推測できる状況のとき。
- ・1日に何回も同じ物を買ってくる。
- ・自宅に開封していない段ボール箱が山積みになっている。

福島市認知症高齢者等 お帰り見守り事業

福島市では、認知症の高齢者が警察等の関係機関で保護された際に、早期に身元が判明できるように「QRコードシール」を交付しています。

行方不明者捜索時の
協力依頼・情報提供

緊急性が高いと感じられる場合には、警察等へのご連絡も併せてお願い致します。

こどもに関する 相談窓口はこちら

こども家庭課

家庭支援係

直通 **525-3780**

※午後10時以降は右記の市役所代表へお電話ください。

大人に関する相談窓口はこちら

長寿福祉課 地域包括ケア推進室

・平日の午前8時30分～午後5時15分

地域包括ケア推進室直通 **529-5064**

・上記以外の時間帯 市役所代表 **535-1111**

に電話し、

「地域包括ケア推進室に緊急の連絡があります。」

と、お申し出ください。

地域包括ケア推進室に電話がつながる

地域包括ケア推進室の職員から折り返し、事業所へ連絡する

職員不在のとき

連絡・情報提供・家庭訪問など

障がい福祉課

共生社会推進課

生活福祉課

消費生活センター
024-525-3774



警察、消防、救急
110番 119番



対象者の
地域包括支援センター

情報提供・家庭訪問など

福島市役所各支所

家族・親族

民生児童委員・主任児童委員・町内会関係者（自主防災組織）・近隣者
介護サービス事業所・医療機関・その他